

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県下高井郡山ノ内町

2 構造改革特別区域の名称

北信州やまのうち・よってかっしゃい！農業特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県下高井郡山ノ内町の全域

4 構造改革特別区域の特性

山ノ内町は長野県の北東部に位置し、上信越高原国立公園の中心にあって、東西 39km、南北 12km、総面積は 265.93 k m²の広さがあり、西は中野市、北は木島平村と栄村、南は高山村に接し、東は群馬県と県境をなしている。

町の 94%が山林原野であり、周囲を山地に囲まれた盆地状地形であり、農地は標高 450m から 830m の間の河岸段丘や扇状地の緩やかな傾斜地に広がっている。

気候は年平均気温が 10～11 度、夏は 30 度以上、冬は - 10 度以下と寒暖の差が大きく、冬の積雪は最深 260cm に達する豪雪地帯でもある。

主要な産業は農業と観光業であり、自然豊かな志賀高原と北志賀高原、古くからの温泉地である湯田中・渋温泉郷があり、全国から多くの人を訪れる県内有数の観光地でもある。特に志賀高原は 1998 年長野オリンピック・パラリンピックのアルペンスキー、スノーボードの会場となり、世界にもその名が知られるようになっている。

山ノ内町の農業は、農家 1 戸当りの経営耕地面積は 66.7a と少ないが、気象条件を生かした果樹類（りんご、ぶどう、もも等）高度な技術力によるきこの類の施設栽培を中心に発展し、平成 14 年農業産出額は 491 千万円、農家 1 戸当りでは 426 万円で長野県下第 9 位に位置し、隣接する中野市とともに全国有数の複合園芸地帯として、農産物は高い評価を受けてきた。

しかし、農産物輸入自由化の進展、景気低迷等による消費減退等により、農業産出額は平成 2 年 713 千万円をピークに平成 14 年現在 222 千万円も減少している。また農家 1 戸当りでも平成 2 年 508 万円から 82 万円の減少であり、経営環境は厳しい状況となっている。

さらに、農業従事者の減少と高齢化の進行、猿や熊などの有害鳥獣の被害等により、経営耕地面積は平成 2 年から 12 年までの 10 年間で 174ha の減少、耕作放棄地も町内全域で急増し、平成 12 年で 97ha、耕作放棄率は 11.2%に達している。

山ノ内町の場合、中山間地の果樹地帯という特殊性もあり、農地の流動化率は極めて低い状況である。現在の担い手農家への農地利用集積にも限界があるため、今後は都市消費者や観光客による利活用、新規就農者の確保、兼業農家の育成等、多様な担い手農家の新たな参入により農地の保全と有効活用を図っていくことが必要となっている。

観光業も平成 2 年のピーク時にはスキー客を中心に 985 万人の入込みがあったが、長引く不況の影響により平成 14 年には 582 万人まで激減しており、スキーなど冬季中心の観光

からグリーンシーズンを生かした通年型観光、団体の通過型観光から家族・小グループの滞在型観光への取組みが必要となっている。

今後は農業と観光業双方が「協働」し、お互いのノウハウと豊富な地域資源を生かして、農業農村体験や自然体験、遊休荒廃農地の利活用、伝統料理と地元の素材による食のおもてなしなど、都市住民・消費者との「交流」を推進し、新たな農業、新たな観光の事業展開を図り、更なる地域の活性化を図るものとする。

山ノ内町には、訪れた人を招くあいさつの言葉で、「よってかっしやい」という方言がある。「寄って行きませんか」「お入りください」「お茶でもどうですか」という親しみを込めた意味があり、この地域の間人関係を支えてきた無くてはならない言葉である。

本計画において、都市住民・消費者との交流、多様な人が集まり気軽にあいさつを交わせる農業・農村を築いていくため、山ノ内町における構造改革特別区域の名称を「北信州やまのうち・よってかっしやい！農業特区」とする。

5 構造改革特別区域計画の意義

遊休荒廃農地の増加は、周辺耕作地の農業生産に悪影響を及ぼすとともに、豊かな農山村の景観を損ね、地域の活力を奪うことになり、その発生防止と解消、有効活用は緊急かつ大きな課題となっている。

また、食や農への関心が高まり、消費者が安心・安全な農産物を期待している中で、都市住民・消費者と生産者が多様な交流を通じ理解を深めることは、山ノ内町の農業の発展には欠かせない要素となっている。

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業により、農家及び農家以外の者自らが市民農園を開設することは、単に遊休荒廃農地の解消だけでなく、都市住民・消費者との交流の場となり、消費者との直接対話によりニーズに応じた新たな農業生産の方向が見出されるなど、地域活力の再生効果はきわめて大きい。農地を所有する農家だけでなく、旅館経営者などの問い合わせも多く関心は高まっている。

また、農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準を弾力化することは、意欲ある人が農業に参入しやすい環境が整えられることであり、多様な新規就農者の確保、遊休荒廃農地の解消と発生防止、周辺農用地への悪影響を防止するなどの効果が期待される。以前から、家庭菜園的利用希望者、会社を定年退職した者あるいはUJターンで新規就農を図ろうとする者などからの問い合わせも多く潜在ニーズは高いと考えられる。その希望する面積は小規模の10a前後の場合が多く、新規就農しやすい面積として下限面積要件の特例設定基準を10a以上に弾力化する必要があると判断される。

6 構造改革特別区域計画の目標

山ノ内町は本計画により、農業・農村が持つ資源や多面的機能を最大限に活用し、農家あるいは農家以外の住民自らの創意工夫による事業展開を促進し、遊休荒廃農地の解消、都市と農村の交流、地域経済の活性化を図ることを目標とする。

(1) 多様な主体の市民農園開設による遊休荒廃農地の解消、都市住民との交流

農地の所有者である農家だけでなく、農地を所有していない者など多様な主体が市民農園

を開設することにより、遊休荒廃農地の解消と発生を防止し、豊かな農村景観の維持、環境の保全を図る。

また、地域住民への貸し付けだけでなく、都市住民への貸し付けも促進し、市民農園を核とした都市と農村の交流事業の展開を図る。

(2) 農業に参入しやすい環境を整備することによる担い手の確保

地域農業の担い手不足や農地の遊休荒廃化が進行している状況を踏まえ、農地に関する権利の取得に際する下限面積を弾力化し、小規模農地の取得を可能とする。

これにより、農業に参入しやすい環境を整え、新たな担い手を確保し、遊休荒廃農地の解消と発生防止、農業生産活動の活性化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 都市住民・消費者との交流促進

農家だけでなく多様な主体により市民農園が開設され、都市住民・消費者への貸し付け、農作業体験学習等の活用等により、農村と都市住民・消費者との交流促進が期待できる。

【市民農園の開設件数と農作業体験等受入件数の目標】

項目	平成 15 年度現在	平成 16 年度目標	平成 20 年度目標
市民農園の開設件数	2 件 0.6ha	5 件 1ha	20 件 4ha
農作業体験等受入件数	4 件 346人	8 件 800人	30 件 3,000人

(2) 多様な新規就農者の確保

農地の権利取得後の下限面積要件の弾力化により、退職者、他産業従事者、専業主婦等、多様な主体が新たな農業の担い手となることが期待される。

【新規就農者数の目標】

項目	平成 15 年度	平成 16 年度目標	平成 20 年度目標
新規就農者数	5 人	10 人	15 人

(3) 農地の多面的機能の維持・有効活用

市民農園の開設や多様な新規就農者の確保により、遊休荒廃農地の解消や発生防止が図られ、農地の多面的機能の維持・有効活用、地域農業の活性化効果が期待できる。

【耕作放棄地解消の目標】

項目	平成 12 年度現在 耕作放棄地面積	平成 16 年度解消する 面積目標	平成 20 年度までに解 消する面積目標
耕作放棄地面積	97ha	3ha	15ha

8 特定事業の名称

(1) 1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

(2) 1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 都市と農村の交流事業

山ノ内町では従来から主要産業である農業と観光業との連携が叫ばれてきたが、平成15年12月に「山ノ内町グリーン・ツーリズム協議会」が発足し、町を挙げてグリーンツーリズムを推進していく体制がようやく整いつつある。

今後はこの組織を中心に、受入体制の整備、地域資源の掘り起こし、各種体験メニューの企画等の事業を進め、都市住民・消費者との交流を促進していく。

また、農作業体験受入だけでなく、農家自らの農産物直売施設整備、町内宿泊施設における地元農産物消費拡大等、地産地消や農家の販売意欲向上につながる事業展開を図るものとする。

(2) 農地流動化促進事業

農地の貸し手、借り手の意向を把握し、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等を中心に農地の流動化対策事業を実施する。

また、遊休農地解消総合対策事業、町単独事業である農地流動化補助金等を活用し、遊休荒廃農地の解消を図り、農地の流動化を促進できる基盤整備を行う。

(3) 新規就農者支援事業

農地の権利取得後の下限面積要件の弾力化により、地域における退職者、他産業従事者、専業主婦、都市部からのUJターン希望者など、多様な主体が農業に従事しやすい環境が整うこととなる。

新規就農者が永続的に農業に従事できるよう、希望に応じた農地のあっせん、初心者や兼業農家のための講習会の開催など、町、農業協同組合、農業改良普及センター、農業委員会等の関係機関が連携し、地域における支援体制の整備を進めるものとする。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において市民農園を開設しようとする農地所有者及び山ノ内町から農地を借りて市民農園を開設しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の時期

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農地所有者及び多様な主体が創意工夫より市民農園を開設することで、遊休荒廃農地の解消、都市住民・消費者との交流が促進され、農業への理解が深まり、地域の活性化が図れるよう、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業を実施し、山ノ内町全域において、平成20年までに4haの市民農園開設を目標とする。

市民農園を開設しようとする者は、当該農地の適切な利用を確保する方法等について、山ノ内町と事業実施協定を締結するものとする。

目標達成のため、開設主体となる農業者や関係者へ周知するとともに、地域住民の利用だけでなく、都市と農村の交流事業の中での活用を図っていくものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

山ノ内町では、農産物価格の低迷等の中で、農業就業人口が、平成2年から12年の10年間で537人(21.5%)減少し、基幹的農業従事者の内65歳以上の率が23.3%から41.1%と高齢化が進んでいる。

また、経営耕地面積は、平成2年から12年の10年間で174ha減少し、一方、耕作放棄地は35ha増加し、平成12年には97haで耕作放棄率は11.2%を占めている。遊休荒廃農地の増加は、周辺耕作地の農業生産に悪影響を及ぼすとともに、豊かな農山村の景観を損ね、地域の活力を奪うことになり、その解消と活用は重要な課題である。

現在の担い手だけでは解決が困難である遊休荒廃農地の解消と、農地の多面的機能の維持向上を図るため、市民農園の開設は有効な手段と考えられる。

また、都市住民・消費者等が市民農園を利用し、地域住民と交流することで、山ノ内町の農業、農産物への理解を深めていただき、地域の活性化と農産物の販路拡大等を図っていくものとする。

【山ノ内町の農業構造】

項 目		単位	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)
農家戸数	(総農家)	戸	1,401	1,285	1,152
農業就業人口	(販売農家)	人	2,499	2,163	1,962
基幹的農業従事者数	(販売農家)	人	2,123	1,804	1,642
内 65 歳以上の者		人	495	571	675
65 歳以上の者の率	/	%	23.3	31.7	41.1
経営耕地面積		ha	943	864	769
田		ha	171	142	117
畑		ha	115	110	90
樹園地		ha	657	612	562
耕作放棄地面積		ha	62	92	97
経営耕地面積 + 耕作放棄地面積		ha	1,005	956	866
耕作放棄率	/	%	6.2	9.6	11.2

(世界農林業センサス)

別紙

1 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用
増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において農地の権利を取得しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の時期

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農地に関する権利の取得に際する下限面積要件の特例設定基準を弾力化し、新規就農者等の受け入れを促進することにより、農地の保全、有効活用を図ることが必要な本町の全域において、農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を現状の40aから10a以上に設定する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 遊休農地及び効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断した根拠

農業の担い手の減少、農業従事者の高齢化により、本町でも経営耕地が減少し農地の遊休荒廃化が全域で急速に進んでいる。

本町は中山間地の果樹地帯という特殊事情もあり、農地の流動化率は極めて低く、認定農業者等の中核的農家への利用集積も限界に近い状況にある。

また、熊、猿、カモシカ、イノシシ等の有害鳥獣の被害も町内全域に及んでおり、農家の生産意欲を著しく減退させていることも農地の遊休荒廃化の大きな原因となっている。

以上のことから、遊休農地及び効率的利用を図る必要がある農地は、本町全域において相当程度あると判断される。

【経営耕地面積及び耕作放棄地の状況】

項目	単位	平成2年	平成7年	平成12年	増減	増減率(%)
経営耕地面積	ha	943	864	769	174	18.5
耕作放棄地面積	ha	62	92	97	35	56.5
耕作放棄率	%	6.2	9.6	11.2	-	-

【基幹的農業従事者の高齢化の状況】

項目	単位	平成2年	平成7年	平成12年	増減	増減率(%)
基幹的農業従事者	人	2,123	1,804	1,642	481	22.7
内65歳以上の者	人	495	571	675	180	36.4
65歳以上の率	%	23.3	31.7	41.1	-	-

(世界農林業センサス)

(2) 現状の下限面積と計画で定めた下限面積の根拠

現状の下限面積	計画の下限面積
40 a	10 a

本計画では、退職者、他産業従事者、専業主婦、都市部からのUJIターン者等が新規就農者として想定されるが、ほとんどが農業経験の少ない初心者と考えられる。

農業委員会の意見を参考に、新規就農者が経営可能な規模、就農当初の過剰投資抑制、一定の収益が上がる適正な面積として、下限面積を10aに設定することが妥当であると判断する。

(3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めた根拠

適用区域及びその周辺地域の農業者の営農及び農地利用

本町の農地利用の状況は平成12年世界農林業センサスの結果によると、経営耕地面積769haの内、田117ha(15.2%)、普通畑90ha(11.7%)、樹園地562ha(73.1%)となり、圧倒的にりんご、ぶどう、もも等の果樹栽培の占める割合が高くなっている。

また、きのこの施設栽培も盛んであり果樹との複合経営が営農形態の柱となっている。

適用区域内及びその周辺地域の農業者の今後の営農及び農地利用に関する意向

果樹栽培ときのご類の栽培を柱とする営農形態は今後も大きな変化はないが、地産地消の需用、新規就農者の参入等により野菜類の栽培も増えると考えられる。

平成15年度に農業委員会が実施した農地流動化に関するアンケート調査では、農地の購入・借入希望者が96人、売渡・貸付希望者が104人という結果となっている。

農地集積を図ろうとする認定農業者等の意欲ある担い手もあるが、希望に合った農地を見つけることは非常に困難であり、また、農地の貸し借り等をあっせんする体制も不十分なため、農地流動化は結果として進んでいない。

今後、新規就農者を受け入れるためにも、農地の貸し借り等を進める体制作りが大きな課題である。

【農地流動化に関する意向】

購入希望者	借入希望者	計
35人 11.1ha	61人 13.4ha	96人 24.5ha
売渡希望者	貸付希望者	計
44人 13.8ha	57人 20.2ha	101人 34.0ha

平成15年度農地流動化に関するアンケート

及び を踏まえた適用区域内及びその周辺地域の営農及び農地利用の将来見通し

農家戸数、農業従事者、耕作面積等が減少傾向にあることは明らかな事実であり、農業委員会アンケート結果でも購入・借入希望者より売渡・貸付希望者が多い。

本町の認定農業者は約150名まで増えているが、このような意欲ある担い手への集積も限界に近い状況であり、すでに地域の担い手だけでは農地の保全が困難な状況であるといえる。

この状況を解消するためにも、農地取得後の下限面積要件を弾力化し、多様な主体により本町の農地を保全していく必要があると判断される。

新規就農者の参入により、その周辺農地へ悪影響が出ないように、農業委員会では独自に利用調整の判断基準を設けることとしており、新規就農希望者へは事前に十分な指導体制をとることとしている。

また、持続的な経営と規模拡大につながるよう、農業協同組合、県農業改良普及センター、町営農支援センター、地区営農組合等が連携し支援及び利用調整を図る予定である。

以上のことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと判断するものである。

【農家、従事者、経営耕地面積等】

項目	単位	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
農家戸数	戸	1,401	1,285	1,152
基幹的農業従事者数	人	2,123	1,804	1,642
経営耕地面積	ha	943	864	769
1戸平均耕作面積	a	67.3	67.2	66.8

(4) 将来的に 1006 の特例により許可を受ける者の人数(見込み)

将来的に 1006 の特例により許可を受ける者の人数は、平成 20 年累計で 50 人を見込んでいる。

平成 16 年	平成 17 年	平成 20 年
5 人	10 人	50 人